

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の施行に伴い、都道府県知事が行うこととされた旅行者代理業の登録等に関する国土交通大臣の権限に属する事務から観光圏内限定旅行者代理業に関するものを除く等関係政令の規定の整備をすることとする。

（第一条から第九条まで関係）

第二 この政令は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日（平成二十年七月二十三日）から施行することとする。

（附則関係）